

北上市告示甲第125号

令和7年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月27日

北上市長 八重樫 浩 文

令和7年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1 この告示は、燃料価格の高騰の影響を受ける市内の交通事業者に対し、令和7年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、長引く燃料価格高騰の影響を緩和し、当該事業者の安定的な事業継続を確保することを目的とする。

(交付対象者)

第2 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、次に掲げるいずれかの事業を営む北上市内に本店又は同法第5条第1項第3号に規定する事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人であって、公益社団法人岩手県バス協会又は北上地区タクシー業協同組合に加盟する事業者

ア 一般乗合旅客自動車運送事業

イ 一般貸切旅客自動車運送事業

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業

(2) 申請日において事業を営んでおり、支援金の受領後も事業を継続する意思のある者

(3) 代表者又は役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(支援金の額)

第3 支援金の額は、次の表左欄に掲げる車両の区分に応じ同表右欄に定める単価に、申請日において市内の本店又は営業所に配置し運用する事業用車両の台数を乗じた額とする。ただし、市から運行の委託等を受け、当該運行の用に限り使用する車両及び専ら福祉輸送限定事業に使用する車両を除く。

車両の区分	単価
乗車定員11名以上の車両	34,000円

乗車定員10名以下の車両	12,000円
--------------	---------

2 支援金の交付は、同一の事業者につき1回とする。

(交付申請)

第4 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年6月30日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 道路運送法第4条の許可を受けたことを証する書類の写し
- (2) 申請日において市内の本店又は営業所に配置し、運用している事業用車両の数を確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5 市長は、第4の規定による申請があった場合は、内容を審査し、支援金の交付を決定したときは令和7年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めたときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を交付するものとする。

(支援金の取消し等)

第6 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を取り消したときは、既に交付した支援金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 4 関係）

年 月 日

北上市長 様

所 在 地
名 称 及 び
代表者氏名

令和 7 年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 7 年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金を受けたいので、令和 7 年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付要綱第 4 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり支援金の交付を申請します。なお、申請に当たり、同要綱第 2 に規定する交付対象者に該当することを誓約します。

記

- 1 支援金交付申請額 金 円
- 2 添付書類

様式第2号（第5関係）

北上市指令 第 号

所 在 地

名 称 及 び

代表者氏名

令和7年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金について、次のとおり決定したので、令和7年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付要綱第5の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



支援金交付決定額 金

円